

## ② 地方自治体・商工会議所・商工会等の助成制度

※2017年12月時点での情報であり、変更になる場合があります。研修の受講申込み前に、必ず各実施機関に制度内容をご確認ください。

### 鳥取県

実施機関名	制度名	制度の主な内容					連絡先	
		対象者	補助対象経費	補助率等	補助限度額	特記事項等	担当課・係	電話番号
米子商工会議所	米子商工会議所中小企業大学校研修費助成金	会員である中小企業の経営者、後継者、管理者等	受講料	定額	3万円	・事前申請が必要 ・予算の範囲内	産業振興課	0859-22-5131
倉吉商工会議所	企業人材育成支援助成金	倉吉商工会議所会員事業所	受講料	定額	2万円	・研修機関への研修派遣に1企業年間延べ3人以内で、予算の範囲内を限度として助成 ・事前申請が必要	中小企業相談所	0858-22-2191

### 島根県

実施機関名	制度名	制度の主な内容					連絡先	
		対象者	補助対象経費	補助率等	補助限度額	特記事項等	担当課・係	電話番号
松江市	松江市中小企業人材育成支援事業補助金	松江市内に事業所を有する、製造業又は情報通信業を営む中小企業者であって、市税を滞納していない者	受講料、教材費、受講者参加旅費(宿泊費を除く)等	1/2以内(千円未満切り捨て)	1企業・年度あたり50万円	・自社で策定する「人材育成計画」に基づいて実施又は派遣する研修等であること	まつえ産業支援センター	0852-60-7101
	松江市小規模企業者支援事業補助金(人材育成支援事業)	松江市内に事業所を有し、製造業を営む小規模企業者であって、市税を滞納していない者	受講料、教材費、受講者参加旅費(宿泊費を除く)等	2/3以内(千円未満切り捨て)	1企業・年度あたり30万円	・新規受注、後継者育成、技術者養成(多能工化)等に対応する研修及び教育訓練の実施又は派遣を行う事業	まつえ産業支援センター	0852-60-7101
益田市	益田市産業人材育成支援事業	次に掲げる要件のすべてを満たすものとする (1)中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に定める業種を市内にて行う事業者であること (2)市税の滞納がない事業者であること	受講料・旅費等	1/2(千円未満の端数を切り捨てた額)	5万円/人	・一事業者につき年間2名以内とする ・2日以上研修であること ・予算の範囲内	産業支援センター	0856-31-0332
安来市	産業サポートネットやすぎ人材育成支援補助金	安来市内に事業所を有する中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条に規定する中小企業者、組合等又は任意グループ等であって、市税の滞納等がない者	受講料、教材費、旅費(日当、食料費を除く)、他	1/2以内(千円未満切り捨て)	20万円 1事業者あたり年1回を限度	・人材育成計画に基づき、主催する研修会及び教育訓練又は他のものが主催する研修会及び教育訓練に派遣する事業が対象 ・予算の範囲内	産業サポートネットやすぎ ①安来市役所 伯太庁舎 政策推進部 商工観光課 ②島根県農業協同組合 やすぎ 地区本部 営農経済部 農業振興課 ③安来商工会議所 中小企業相談所 ④安来市 商工会	①0854-23-3348 ②0854-28-7800 ③0854-22-2380 ④0854-32-2155
浜田商工会議所	経営者等育成支援事業	会員中小企業者の経営者と後継者及びこれに準ずる者	受講料・旅費	1/2以内	3万円/人	・1企業あたり2人以内/年 ・予算の範囲内	商工振興課	0855-22-3025
出雲商工会議所	中小企業大学校研修費助成金	会員である中小企業の経営者、後継者、管理者及びこれに準ずる者	受講料	定額	3万円	・1企業あたり3人以内/年度 ・1人1回/年度	経営支援課	0853-25-3710
益田商工会議所	中小企業大学校広島校研修受講助成支援事業	会員である中小企業の経営者、後継者及びこれに準ずる者	受講料	1/2以内	1万円/人	・1事業所につき年間2人以内で事前申請が必要 ・予算の範囲内	振興課	0856-22-0088
大田商工会議所	経営者等育成支援事業補助金	会員中小企業者	受講料・旅費	1/2以内	3万円	・1企業あたり年間2人以内 ・1人年間1回 ・予算の範囲内	経営支援課	0854-82-0765
江津商工会議所	若手経営者等育成支援事業	会員中小企業の45歳までの若手経営者等	受講料・旅費	2/3	3万円	・中小企業大学校その他が主催する研修 ・事前申請が必要 ・中小企業振興委員会で派遣決定する	指導課	0855-52-2268
出雲商工会	中小企業大学校研修費助成事業	出雲商工会会員事業所の経営者・後継者・従業員等	中小企業大学校の受講料	定額	2万円/人	・1事業者あたり、年度内1名まで	湖陵支所	0853-43-1344
石叡商工会	経営者等育成支援事業補助金	会員中小企業の経営者、後継者及びこれに準ずる者	受講料・旅費	1/2以内	3万円/人	・1企業あたり2人以内/年	事務局	0855-42-0070

実施機関名	制度名	制度の主な内容					連絡先	
		対象者	補助対象経費	補助率等	補助限度額	特記事項等	担当課・係	電話番号
倉敷市	倉敷市 がんばる中小企業 応援事業費補助金 (人材育成事業)	市内の中小企業者及び中小 企業者の団体	受講料	1/2	20万円 (1事業者 当たりの 年間総額)	・予算の範囲内 ・事前申請が必要	商工課	086-426-3405
津山市	つやま 企業サポート事業 (長期研修会参加 サポート補助金)	津山市内に本社又は主たる 事業所若しくは工場を有す る者	受講料、旅費、 宿泊料(但し、 当該研修施設の 宿泊施設に宿泊 する場合に限る)	1/2以内	1企業あた り同一年度 内で合計 10万円	・中小企業大学校等の 公的支援機関が実施 する研修であって、 1回の研修が2日間 以上にわたるものに 限る	みらい 産業課	0868-24-0740
玉野市	玉野市中小企業 ステップアップ 支援事業補助金	市内に主たる事務所又は事 業所を有していること 市税を完納している中小企 業者等 ※ただし、前年度に当該補 助金の交付を受けていな いこと	公的機関・ 民間事業者が 実施する 有料研修の 受講料	1/2以内	1事業者 あたり 15万円/年度	・経営体質の強化に資 する内容の研修であ ること ・事前申請が必要 ・予算の範囲内で交付	商工観光課	0863-33-5005
笠岡市	笠岡市中小企業 人材育成支援事業 補助金	市内の事業所に勤務する役 員及び従業員に対して経営 課題や技術課題を解決する 能力の向上等を図るための 人材育成事業を行う者で、 次のいずれにも該当する者 (1)中小企業者で市内に事業 所を有する者 (2)市税を滞納していない者 (3)暴力団員及び暴力団員等 でない者	中小企業大学校 等の受講料、 教材費、旅費 及び宿泊費等 (税抜き)	1/2以内 (千円未満の 端数は切り 捨て)	1事業者あ たり同一年 度内1回限 り20万円 (但し、研 修会等開催 事業と併せ て利用す る場合は 30万円)	・事前申請が必要 ・予算の範囲内で交付	商工観光課 商工労政係	0865-69-2147
井原市	井原市人材育成 支援事業補助金	役員及び従業員に対して経 営課題や技術課題を解決す る能力の向上等を図るため の人材育成事業を行う者で、 次のいずれにも該当する者 (1)井原商工会議所又は備中 西商工会の会員である者 (2)井原市内において製造業、 卸売業及び小売業を営ん でいる者 (3)市税を滞納していない者	受講料、教材費、 旅費及び 宿泊費等	1/2以内 (千円未満の 端数は切り 捨て)	一年度につ き30万円	・平成30年度までの期 間限定の補助金です ・中小企業大学校、そ の他市長が認める機 関において研修を受け ること ・又は、研修会、講習 会等を実施すること ・国等の他の補助制度 の対象となるものは 除く	建設経済部 地域創生課 商工労政係	0866-62-8850
新見市	新見市 中小企業大学校 研修事業補助金	納期の到来した市税を完納 している市内中小企業者等	中小企業大学校 の受講料	1/2以内	1.8万円	・事前申請は不要 ・予算の範囲内で交付	商工観光課 商工労政係	0867-72-6137
真庭市	真庭市企業人材 スキルアップ支援 事業補助金 (研修等参加事業)	市内に事業所を有する市内 事業者 <条件> ①市税を完納していること ②補助事業にかかる経費を 全額負担していること	①受講料 ②教材費 ③交通費 ④宿泊費 (1泊上限 12,000円) ⑤その他必要と 認める経費	対象経費の 1/2 (千円未満 切捨て)	1人につき 1回あたり 5万円 1事業者に つき1年度 あたり 20万円	・事前申請が必要	産業政策課 商工 グループ	0867-42-1033
浅口市	浅口市中小企業 成長支援事業 補助金 (人材育成事業)	浅口市内に事業所又は事務 所を有する中小企業者又は その団体であって、市税を 滞納していない者	受講料、教材費、 旅費 (運賃、宿泊料)	1/2以内 (千円未満の 端数は切り 捨て)	10万円/年	・中小企業大学校、そ の他市長が認める機 関が実施する研修を 対象とする ・他の補助金等の交付 を受ける場合は対象 外	産業建設部 産業振興課	0865-44-9035
つくば商工会	経営者、後継者 セミナー等 参加費助成事業	会員事業所の経営者、従業 員、後継者	受講料・交通費 ・宿泊費	1/2以内	2万円	・中小企業大学校、岡 山職業能力開発促進 センター、中国職業 能力開発大学校 ・1事業所1回/年 ・事前申請が必要	支援課	086-428-0256
瀬戸内市 商工会	瀬戸内市 商工業振興助成金	会員であって研修等が完了 した者	受講費用 (旅費等は対象外)	自己負担額の 1/2以内	3万円	・中小企業大学校の研 修、岡山県商工会連 合会の事業、岡山県 産業振興財団等の専 門家派遣事業が対象 ・限度額の範囲内なら 年度内同一人複数回 も可 ・事前申請が必要	本部・支所	0869-22-1010
みまさか 商工会	みまさか商工会 人材育成研修事業	みまさか商工会会員事業所 の経営者、後継者、従業員	中小企業大学校 の受講料	1/2	1事業所 あたり 2万円	・1会員事業所、年間 1回とする ・年間10社	事務局	0868-73-6520
久米郡商工会	久米郡商工会 人材育成助成金	久米郡商工会管内に事業所 を有する企業の経営者・後 継者・従業員	中小企業大学校・ その他公的機関の 受講料・旅費等	1/2以内	1事業者 2.5万円/年	・旅費は片道100km以 上で公共交通機関利 用の場合に限る ・宿泊費は中小企業大 学校の宿泊施設に限 る ・事前申請が必要	事務局	0868-66-0033

# ■ 広島県

実施機関名	制度名	制度の主な内容					連絡先	
		対象者	補助対象経費	補助率等	補助限度額	特記事項等	担当課・係	電話番号
福山市	福山市 経営力強化 人材育成事業 (研修機関活用事業)	中小企業者	受講料	2/3以内	1事業所 あたり 5万円	・研修開始1週間前までの申請が必要 ・予算の範囲内 ・受講料が1万円以上の講座が対象 ・当該年度1事業所同一人1回とする	産業振興課 産業振興 担当	084-928-1039
庄原市	庄原市人材育成 キャリアアップ 事業補助金 (人材育成派遣事業)	中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者で、次の条件のいずれかに該当し、人材の育成に真に取り組む者 1. 市内に本店を有する法人 2. 市内に住所を有し、主たる事業所を市内に置く個人事業主で、健康保険法の適用事業所であるもの	受講料、教材費 (旅費、 宿泊費は除く)	1/2以内	1人当たり 3万円 (同一年度 6万円まで)	・予算の範囲内	商工観光課 商工振興係	0824-73-1178
廿日市市	中小企業大学校 広島校研修受講 補助金	次のすべての条件を満たす市内中小企業者 1. 中小企業基本法第2条第1項各号に定める事業を行っていること 2. 市税の滞納がないこと 3. 本補助金と同様の補助金を受けていないこと	中小企業大学校 広島校の受講料	1/2以内	1事業所 あたり 5万円	・予算の範囲内	産業振興課 産業企画係	0829-30-9140
安芸高田市 (安芸高田市 商工会に委託)	産業人材育成 助成金制度	市内に事業所を有する事業主及び能力開発に取り組む市内在住者	受講料 (他の助成対象となるものは除く)	定額		・公的教育研修訓練機関の研修であって、原則5日以内の講座(パソコン基礎講座を除く)が対象 ・6日以上講座は特に必要と認められれば可 ・事前申請が必要 ・予算の範囲内	安芸高田市 商工会 経営支援課	0826-42-0560
三次 商工会議所	中小企業 人材育成研修事業 助成制度	会員中小企業の経営者及び従業員	受講料	定額	1講座 あたり 1名3千円 1事業所 1万2千円	・会議所指定の研修が対象 ・事前申請が必要 ・予算の範囲内	事務局	0824-62-3125
庄原 商工会議所	中小企業 人材育成研修事業 補助金交付制度	会員中小企業の経営者、後継者並びに従業員	受講料	1/2以内	5万円	・大学校その他の研修機関等の実施する研修修了者 ・1企業あたり 2名以内 ・受講申込みの日から受講開始までに交付申請書を提出 ・予算の範囲内	相談課	0824-72-2121
廿日市 商工会議所	中小企業 人材育成研修事業 助成金交付制度	会員である中小企業の経営者及び従業員	受講料	1/2以内	1企業 あたり 1万5千円/年	・事前申請が必要 ・予算の範囲内	指導課	0829-20-0021
沼田町商工会	中小企業大学校 研修生派遣費 補助事業	会員であって、商工業を営む法人又は個人の経営者、後継者および従業員	受講料	1/2	2万円	・予算の範囲内 (1事業所あたり 2名まで) ・事前申請が必要	事務局	082-848-2869
五日市商工会	中小企業大学校 受講助成制度	会員である中小企業の経営者及び従業員	受講料	1/2	1企業 あたり 3万円/年	・予算の範囲内 ・事前申請が必要		082-923-4138
三次広域 商工会	三次広域 商工会人材育成等 助成制度	会員である事業所の事業主、法人の役員、事業専従者、従業員	公的機関・民間 事業者が実施 する有料研修の 受講料	1/2以内	1回2万円、 1事業所あ たり同一年 度内合計 10万円	・事業に必要な知識、 技術の習得及び資格 取得が目的であること ・予算の範囲内 ・受講前に申請が必要 ・審査会で助成の可否 を決定	経営支援課	0824-44-3141
東城町商工会	東城町商工会 研修支援制度	会員である中小企業経営者、後継者、中核従業員	公的機関の 研修受講料	1/2以内	5万円以内	・事前申請が必要 ・予算の範囲内	事務局	08477-2-0525
備北商工会	備北商工会 研修助成制度	会員事業所の代表者又は従業員	受講料、受験料 (宿泊費、交通費 は対象外)	1/2以内	2万円以内	・事前申請が必要 ・予算の範囲内	本所 比和支所 高野支所 口和支所 総領支所	0824-82-2904 0824-85-2330 0824-86-2011 0824-89-2325 0824-88-2127
安芸津町 商工会	研修会・講習会 受講費助成金 支給制度	会員中小企業者	受講料	1/2以内	1.5万円	・予算の範囲内	事務局	0846-45-4141
大野町商工会	大野町商工会 人材育成研修受講 助成金	会員である中小企業の経営者並びに従業員	受講料	1/2以内	1事業年度、 1企業 1万円	・受講申込日から受講開始日までに事前申請が必要 ・予算の範囲内		0829-55-3111
安芸高田市 商工会	人材育成助成制度	会員、家族専従者、後継者、従業員	受講料	1/2以内	1万円	・会員事業場の経営改善に資すると経営者が判断した研修会、講習会	経営支援課	0826-42-0560
江田島市 商工会	中小企業大学校 研修助成制度	会員である中小企業の経営者及び従業員	受講料	1/2以内	1回あたり 3万円	・予算の範囲内 ・事前申請が必要	事務局	0823-42-0168
府中町商工会	中小企業大学校 受講助成制度	会員である中小企業の経営者及び従業員	受講料	1/2 (100円未満は 切捨て)	30万円 (一事業所・ 同一年度 10万円)	・予算の範囲内		082-282-1859
世羅町商工会	人材育成助成金 (研修等受講支援)	商工会員である事業主、事業専従者、後継者、従業員	受講料	2/3 (千円未満 切捨て)	1企業 あたり 6万円	・事前申請 ・審査会で助成を決定	事務局	0847-22-0529

## ■ 山口県

実施機関名	制度名	制度の主な内容					連絡先	
		対象者	補助対象経費	補助率等	補助限度額	特記事項等	担当課・係	電話番号
下関市	下関市中小企業 大学校研修生派遣 事業補助金	下関市内に本社、事業所等 を有し、市税の滞納がない 中小企業者	受講料	1/2 (千円未満の 端数を切捨 てた額)	1事業所 あたり 5万円	・中小企業大学校が実 施する研修が対象 ・交付申請は通年で先 着順に受け付け、予 算額に達した時点で 締め切り ・補助金の交付は同一 年度に1回限り	産業振興部 産業振興課	083-231-1265
防府市	防府市中小企業 人材育成支援 補助金制度	次のすべての条件に該当す る中小企業者 1. 防府市内に主たる事務 所または事業所を有する中 小企業者、中小企業団体等 2. 市税を滞納していない こと(法人の場合は、代 表者個人のものを含む)	中小企業大学校 の受講料	1/10以内	1中小企業 者等につき、 1年度 1万円	・中小企業大学校の研 修修了者 ・防府商工会議所会員 事業所の者は、市と 商工会議所の制度の 両方を利用できる	商工振興課 商工振興係	0835-25-2147
山口 商工会議所	山口商工会議所 中小企業者等 研修事業費 補助金制度	山口商工会議所会員事業所 で引き続き、一年以上同一 事業を営む、中小企業基本 法第二条に規定する中小企 業者及び従業員で、次の各 号の条件に該当するもの ①研修に参加し、所定の課 程を修了したもの ②研修により修得した高度 な能力、知識を生かし本 市の産業振興に努める意 欲を有するもの ③研修参加者は、原則とし て、一企業二人以内とする	中小企業大学校 の受講料	定額	1企業 5万円	・事前申請が必要	中小企業 相談所	083-925-2300
萩商工会議所	中小企業大学校 研修助成制度	会員である中小企業者で中 小企業大学校の研修修了者	受講料	定額	3万円/人	・1企業あたり2人/ 年度、1人あたり1 コース/年度を限度 ・予算の範囲内 ・事前申請が必要	中小企業 相談所	0838-25-3333
防府 商工会議所	中小企業者等 研修助成制度	会員事業所で中小企業大学 校の研修修了者	受講料	1/10		・事前申請が必要	中小企業 相談所	0835-22-4352
光商工会議所	中小企業大学校 派遣助成制度	会員中小企業者で中小企業 大学校の研修修了者	中小企業大学校 の受講料	1/2	3万円/人	・1事業所あたり 2人を限度 ・事前申請が必要	中小企業 相談所	0833-71-0650

## ■ 愛媛県

実施機関名	制度名	制度の主な内容					連絡先	
		対象者	補助対象経費	補助率等	補助限度額	特記事項等	担当課・係	電話番号
松山市	松山市 人材育成事業 補助金	松山市内に事業所がある中 小企業者又は中小企業団体	受講料・ テキスト代等	1/2以内	1企業 (企業団体) あたり 20万円/年	・公的団体または松山 市内に本店又は支店 を有する法人が主催 する研修・試験・検 定等で2年度にわた らないものが対象 (公的団体以外の法 人主催のものは市内 開催に限る) ・同一年度内は複数回 の利用が可能 ・研修実施日の1か月前 までに交付申請が必要	地域経済課	089-948-6783
宇和島市	宇和島市 中小企業者等 応援事業補助金 (人材育成事業)	中小企業者又は組合等	旅費、受講料	1/2 (千円未満の 端数は切り 捨て)	20万円	・補助対象事業は、公 的団体、研究機関等 が実施する職業技能 に関する研修の受講等	商工観光課 商工係	0895-49-7023
新居浜市	新居浜市中小企業 振興助成制度 (人材養成事業)	市内中小企業者及び中小企 業団体	受講料、その他 必要と認められ る経費	1/2以内	1事業所・ 年度あたり 100万円	・国・県・市が設置し た機関及びその他特 に市長が認める機関 が実施する研修	産業振興課	0897-65-1260
西条市	西条市地域産業 競争力強化事業費 補助金 (人材育成事業)	中小企業者等(製造業)	受講料、 その他必要と 認められる経費	1/2以内	1企業・ 年度あたり 20万円	・公的団体(中小企業 大学校、商工会議所、 独立行政法人、財団 法人、社団法人等) その他市長が適当と 認める研修機関等が 主催する研修など	産業経済部 産業振興課 企業立地・ 経営支援係	0897-53-0010
東温市商工会	人材育成支援事業	会員資格を有する個人又は 法人で、東温市内に事務所 を有している事業所に従事 しているもの	受講料・旅費	1/2以内 (千円未満の 端数は切り 捨て)	3万円/人、 1事業所 あたり 3万円/年	・資質向上等を目的と した公的機関、民間 教育機関、民間研究 機関等が実施する研 修、但し、自社が主 催する研修は除く ・旅費は本会の規程に 準じて支給 ・他の補助制度などによ り補填される額を除く	指導課	089-964-1254
内子町商工会	人材育成支援事業	①法人会員の経営者(役員) 及び後継者(事業従事者) 1事業所1名まで(隔年 利用を原則とする) ②個人会員の経営者及び後 継者(事業従事者) 1事業所1名まで(3年 に1度を原則とする)	受講料	定額	受講料は3万円 まで(3万円以 下の受講料の場 合はその額とす る) 年間助成金総額 15万円以内 (申込、先着順)	・申込企業が中小企業 大学校(広島校)へ の受講申込をし、受 講決定通知の確認 メールの写しを添え て商工会へ受講申込 書を提出	事務局	0893-44-2166
鬼北町商工会	中小企業大学校 研修費用補助制度	会員企業の経営者、後継者、 従業員で中小企業大学校の 研修修了者	受講料・宿泊費 (素泊)	定額		・予算の範囲内	事務局	0895-45-0813

## ■ 高知県

実施機関名	制度名	制度の主な内容					連絡先	
		対象者	補助対象経費	補助率等	補助限度額	特記事項等	担当課・係	電話番号
香南市	香南市産業人材育成事業費補助金	香南市内に事業所等を有する中小企業者又は中小企業団体等であって、市税を滞納していない者	旅費、受講料、教材費等	1/2以内 (千円未満切り捨て)	1事業者あたり20万円	1. 補助の対象となる事業 (1) 公的団体が実施する研修への参加 (2) 公的団体以外の法人(香南市内に本店又は支店を有する者に限る)が市内で実施する研修等への参加で市長が適当と認めたもの ※いずれも2年度以上にわたらないこと 2. 予算額に達し次第、募集を終了 3. 実施の2週間前までに交付申請書等を提出	商工水産課 商工観光係	0887-57-7520
須崎商工会議所	中小企業人材育成研修事業	会員中小企業の経営者、後継者及び従業員	受講料	定額	5万円	・事前申請が必要 ・当所から受講申込を行い、その時点で支払う	中小企業相談所	0889-42-2575

## ■ 各県にわたるもの

実施機関名	制度名	制度の主な内容					連絡先	
		対象者	補助対象経費	補助率等	補助限度額	特記事項等	担当課・係	電話番号
各県トラック協会	中小企業大学校講座受講促進助成制度	トラック協会会員である中小企業者の経営者、後継者及び管理者	受講料	2/3  (補助率内訳) 全日本トラック協会 1/3 各県トラック協会 1/3	(島根県トラック協会) 補助金額10万円を上限とする。	平成30年度予算が未定の協会もあるため、事前に各県トラック協会にお問い合わせください。  (広島県トラック協会) 助成対象は、原則として、広島校の受講者。  (山口県トラック協会) 助成対象は、広島校及び直方校の受講者。	全日本トラック協会	03-3354-1009
							鳥取県トラック協会	0857-22-2694
							島根県トラック協会	0852-21-4272
							岡山県トラック協会	086-234-8211
							広島県トラック協会	082-264-1501
							山口県トラック協会	083-922-0978
							愛媛県トラック協会	089-957-1069
							高知県トラック協会	088-832-3499
(公財)日本中小企業福祉事業財団(日本フルハップ)	経営者等研修助成制度	日本フルハップの会員事業所の経営者、後継者、管理者等で事業主が許可した者	受講料	1/2	1会員事業所あたり年度間の合計助成額15万円	中小企業大学校 関西校・広島校・直方校・人吉校の研修コースを終了した場合が対象。研修助成制度の詳細については日本フルハップまでお問い合わせください。	本部(福利厚生事業部) 中国支局 四国支局	06-6949-3316 082-242-5488 087-826-3388